

## 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産（リース資産を除く）
 

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～50年 |
| その他 | 4年～20年  |
  - 無形固定資産（リース資産を除く）
 

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - リース資産
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,803百万円であります。
  - 賞与引当金
 

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

|          |   |
|----------|---|
| 過去勤務債務   | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理                      |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理 |

なお、退職給付引当金の当中間会計期間末残高には、執行役員分76百万円が含まれております。
  - 睡眠預金払戻損失引当金
 

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし利益計上した睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を計

- 上しております。
- 偶発損失引当金
 

偶発損失引当金は、信用保証協会等に対する責任共有制度負担金及び保証協会負担金等の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。
  - 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  - リース取引の処理方法
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
  - ヘッジ会計の方法
 

金利リスク・ヘッジ
 

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。
  - 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 追加情報

- 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。
- なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

- 関係会社の株式（及び出資金）総額3,769百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,854百万円、延滞債権額は47,270百万円であります。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は70百万円であります。
 

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,901百万円であります。
 

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は71,097百万円であります。
 

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,002百万円であります。

# 注記事項

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産  |           |
| 有価証券        | 45,035百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |           |
| 預金          | 2,628百万円  |
| 借入金         | 1,000百万円  |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券54,730百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,748百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、224,627百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが216,980百万円あります。このほか総合口座の当座貸越契約に係る融資未実行残高が281,174百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

24,594百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,500百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,738百万円であります。

（中間損益計算書関係）

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益3,135百万円、償却債権取立益463百万円を含んでおります。

2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 744百万円 |
| 無形固定資産 | 243百万円 |

3. その他経常費用には、その他の債権売却損等309百万円、株式等売却損1,912百万円及び株式等償却726百万円を含んでおります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

|      | 当事業年度期首株式数 | 当中間会計期間増加株式数 | 当中間会計期間減少株式数 | 当中間会計期間末株式数 | 摘要  |
|------|------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 自己株式 |            |              |              |             |     |
| 普通株式 | 276        | 0            | —            | 277         | (注) |
| 合計   | 276        | 0            | —            | 277         |     |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（リース取引関係）

（借手側）

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、現金自動預金支払機及び自動車であります。

(イ) 無形固定資産

該当事項はありません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

|        | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 中間会計期間末残高相当額 |
|--------|---------|------------|--------------|
| 有形固定資産 | 495     | 398        | 96           |
| 無形固定資産 | 25      | 17         | 7            |
| 合計     | 520     | 416        | 103          |

②未経過リース料中間会計期間末残高相当額

|     |        |
|-----|--------|
| 1年内 | 96百万円  |
| 1年超 | 21百万円  |
| 合計  | 117百万円 |

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 64百万円 |
| 減価償却費相当額 | 53百万円 |
| 支払利息相当額  | 4百万円  |

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等

|        | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|--------|-----------------|
| 子会社株式  | 3,532           |
| 関連会社株式 | —               |
| 組合出資金  | 237             |
| 合計     | 3,769           |

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 期首残高            | 681百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 24百万円  |
| その他増減額（△は減少）    | 2百万円   |
| 当中間会計期間末残高      | 707百万円 |

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| (1) 1株当たり中間純利益金額        | 200.69円  |
| （算定上の基礎）                |          |
| 中間純利益                   | 6,799百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額            | —百万円     |
| 普通株式に係る中間純利益            | 6,799百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数            | 33,878千株 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 200.67円  |
| （算定上の基礎）                |          |
| 中間純利益調整額                | —百万円     |
| 普通株式増加数                 | 3千株      |
| うち新株予約権                 | 3千株      |

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

（重要な後発事象）

該当事項はありません。